

監督署の窓

休業補償給付支給請求書の調査と併せて、労働者死傷病報告の提出を確認しています

労働災害が発生した際、まず優先されるのは被災した労働者の治療と生活の安定です。

業務上の負傷や疾病によって働くことができず、賃金を受けられなくなった場合には、労災保険の「休業補償給付」が請求できます。休業補償給付は被災労働者とその家族の生活を支えるための大切な制度であり、多くの事業場でも速やかな請求手続きが行われています。

一方で、休業補償給付の請求手続きが進められるなかで、見落とされることがあるのが「労働者死傷病報告」の提出です。労働災害が発生した場合、事業者には労働安全衛生法に基づき、労働基準監督署へ労働者死傷病報告を提出する義務があります。これは労災保険給付の請求とは別の手続きであり、それぞれ異なる目的を持っています。

「休業補償給付」は被災労働者の補償を目的とした制度です。それに対して「労働者死傷病報告」は、労働災害の実態を行政が把握し、同様の災害の再発防止や安全衛生対策の向上につなげるための報告制度として位置付けられています。

どちらも労働災害への対応として欠かすことのできない制度ですが、それぞれ役割が異なるため、一方の手続きを行ったことによって他方の手続きが不要になるわけではありません。

死亡災害や休業4日以上の災害については、事業者は遅滞なく労働者死傷病報告を提出する必要があります。また、休業1日から3日の災害についても対象外ではなく、四半期ごとに報告することが求められています。こうした報告は、災害の実態を正確に把握し、将来の災害防止に役立てるうえで重要な意味を持っています。

実は、この関係は休業補償給付支給請求書の様式にも表れています。請求書には「労働者死傷病報告提出年月日」を記入する欄が設けられており、労働者死傷病報告が別途必要な手続きであることが分かります。言い換えれば、休業補償給付と労働者死傷病報告は密接に関連しながらも、それぞれ独立した制度として取り扱われているのです。

請求書を処理している監督署では「休業補償給付の請求をしたので必要な手続きは終わっていると思った」「労働基準監督署へ書類を提出したので労働者死傷病報告も済んでいると思っていた」といった声を耳にすることがある一方、確認の結果、労働者死傷病報告については「すでに提出済みです」と回答される事業者も見受けられます。

休業補償給付は被災労働者のための制度であり、労働者死傷病報告は事業者に課せられた法令上の責務です。それぞれの役割を理解し、提出年月日の記載にご協力をお願いします。

労働災害への対応は、補償と再発防止の両輪によって成り立っています。被災労働者への補償を確実に行うことはもちろんですが、その災害を記録し、原因を分析し、次の災害を防ぐために社会全体で情報を共有することも重要です。その意味で、休業補償給付が「被災労働者を支えるための制度」であるならば、労働者死傷病報告は「安全な職場づくりにつなげるための制度」と言えるでしょう。

労働災害が発生した際には、休業補償給付の請求だけでなく、労働者死傷病報告の提出状況についてもあわせて確認したいものです。

改めてのお願いになりますが、「休業補償給付支給請求書」を提出される際には「労働者死傷病報告提出年月日」欄への記入漏れがないことをご確認の上、監督署へ提出していただきますようお願いいたします。